

別紙

電子カルテシステム運用サーバー等の賃貸借

調達機器明細及び仕様書

令和7年11月21日

奈良市健康医療部

医療政策課

1. システム基本性能

- (1) サーバー本体及び各クライアントに既設の電子カルテシステム（診察業務機能）を搭載し、レセプト請求業務が可能であること。
- (2) 上記システムの稼働に必要なO S（サーバーは Windows2022 Server 64bit、各クライアントは Windows11Professional 64bit と同等品以上）、イメージバックアップ用ソフトその他のソフトを搭載していること。
- (3) Microsoft Office Home & Business 2024 及びウィルスチェックを有するソフトを、サーバー及び各クライアントに搭載していること。ウィルスパターンファイルは、定期的に更新され、常に最新の状態であること。
- (4) 上記ソフトウェアのバックアップ用CDを提供し、不具合発生時には再インストール等対応ができること。
- (5) レセプトのオンライン請求と、リモートオンラインサポートは、厚生労働省が定める「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」の最新版に適合しているものであること。
- (6) 電子カルテシステムの管理については、厚生労働省が定める「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」の最新版の「推奨されるガイドライン」を基本とし、個々の内容については、契約時に発注者と誠実に協議すること。

2. 調達するハードウェアの構成

ハードウェアは、5年間の部品供給体制が整っている保守可能な未使用新品とし、次の要件を満たすものとする。

(1) サーバー本体<事務室> 1台

- ア CPU Intel Xeon E-2434 以上
- イ メモリ 16 GB 以上
- ウ ミラーリング仕様 2.5型 SATA SSD-960GB ×2 以上
- エ DVDスーパーマルチドライブ (DVD-ROM 8倍速、CD-ROM 24倍速)
- オ 19インチ TFT液晶ディスプレイ以上
- カ JIS キーボード、マウス
- キ グラフィックボード搭載
- ク USB 3.2 8ポート以上
- ケ LAN 3ポート以上 1000BASE

(2) 小型クライアントハード①<診察室用> デスクトップパソコン 3台

- ア CPU インテル Core i5-14400T 以上
- イ メモリ 16 GB 以上
- ウ SSD 512 GB 以上

- エ ワコム製 Cintiq 24 (DTK246EK4C) 24 インチ TFT 液晶ペンタブレットディスプレイ以上
- オ JIS キーボード、マウス
- カ DisplayPort・HDMI・VGA 搭載
- キ USB 2.0 10 ポート
- ク LAN 1 ポート以上 1000BASE

小型クライアントハード②<事務室> デスクトップパソコン 1台

- ケ CPU インテル Core i5-14400T 以上
- コ メモリ 16GB 以上
- サ SSD 512GB 以上
- シ 19 インチ TFT 液晶ディスプレイ以上
- ス JIS キーボード、マウス
- セ DisplayPort・HDMI・VGA 搭載
- ソ USB 2.0 10 ポート
- タ LAN 1 ポート以上 1000BASE

(3) クライアントノート<事務室、薬局、感染病棟、診察室裏、看護師事務用> ノートパソコン 5台

- ア CPU AMD Ryzen 5 7535U 以上
- イ メモリ 16GB 以上
- ウ SSD 512GB 以上
- エ DVDスーパーマルチドライブ (DVD-ROM 8 倍速、CD-ROM 24 倍速)
- オ 15.6 インチ TFT 液晶ディスプレイ以上
- カ USB 2.0 3 ポート以上
- キ LAN 1 ポート以上 1000BASE

(4) 外付けHDD 2台

- ア バックアップデータ・文書画像用・オフラインバックアップ用
- イ HDD 4TB 以上

(5) モノクロレーザープリンター <事務室、薬局、診察室、感染病棟、診察室裏、看護師事務用> 6台

- ア ネットワークに対応可能のこと。
- イ A5・A4 白紙に、領収書、レセプト等を印刷できる機能、いわゆるフォームオーバーレイ機能を有すること。
- ウ A4 で 45 枚/分以上の出力機能を有すること。
- エ 解像度 1,200dpi 以上
- オ ケーブルを含む

(6) カラージェットプリンター<薬局薬袋印刷用> 1台

- ア ネットワークに対応可能のこと。
- イ A5・A4白紙に、領収書、レセプト等を印刷できる機能、いわゆるフォームオーバーレイ機能を有すること。
- ウ A4でフルカラー、モノクロ最大20枚／分以上の出力機能を有すること。
- エ 解像度 1,200dpi 以上
- オ 手差しフィーダー（最大200枚給紙）
- カ 500枚増設トレイ 2台（各最大500枚給紙）
- キ プリンタ一台を含み（最少 W509×D485×H700）受注者で設置すること。

(7) 無停電電源装置 (U.P.S) 1台

- ア インバーター機能付
- イ 停電補償時間5分（250W負荷時）以上

(8) ブロードバンドルーター 1台

- ア IPv6 PPPoE/IPoE(フレッツ光ネクスト回線)対応できること。
- イ LANインターフェース 4ポート以上
- ウ WANインターフェース 1ポート以上
- エ microSDスロット 1スロット以上
- オ USB(2.0) 1ポート以上
- カ TEL 2ポート以上

(9) スキャナー<健康保険証読み取り機用> 2台

- ア スキャナータイプ フラットベッド
- イ 読み取りモード 片面、カラー/グレースケール/二値白黒(バイナリ)
- ウ イメージセンター CIS
- エ 読み取り範囲 最大：105×148mm(A6)

(10) スキャナー<紙カルテ用等ADF型イメージスキャナー> 2台

- ア スキャナータイプ 自動給紙方式(ADF)+手差し・単送
- イ 読み取りモード 片面/両面、カラー/グレースケール/二値白黒(バイナリ)
- ウ イメージセンター CIS×2(表面、裏面)
- エ 読み取り範囲 最大：216×355.6mm、最小：48×50mm
- オ 読み取り速度 片面:50枚/分、両面:100面/分(200/300dpi)

(11) 付属品

- ア 電子カルテシステム、電子カルテシステム稼働に必要なOS、日本語ワープロソフト、表計算ソフト、その他のソフト等のバックアップ用CD-Rを提供すること。
- イ 機器マニュアル一式（インストールソフト含む）を印刷物及び電子媒体（CD-R等）で提供すること。ただし、電子媒体（CD-R等）は、電子カルテシステム付属のオンラインマニュアルに代えて提供することができる。

3. 展開スケジュールの作成・調整

- (1) 本市と協議のうえ、余裕のある展開スケジュール案を作成すること。
- (2) 作業期間は令和8年2月19日までとし、完了時期を厳守すること。
- (3) 電子カルテシステムの導入・設定にあたっては、当該システムベンダーである株式会社メディコムエイドの担当者に確認を取り、連携・調整を行うこと。

4. ハードウェアの設置作業

- (1) 端末機器の設置及び配線並びに動作確認や環境設定を行うこと。なお、電子カルテシステムの導入及び環境設定と動作確認については、当該システムベンダーである株式会社メディコムエイドが行うため、設置作業の際は担当者と連携・調整を図り、円滑に導入・設定できるようにすること。
- (2) 調達した端末機器等の設置に先立ち、初期不良早期発見のため、起動後1日以上経過した後に動作に問題ないことや電源の再起動を数回以上実施した後に動作に問題ないことを確認するなど、動作試験を行い、初期不良がないことを確認すること。
- (3) 設置作業は診療所の休業時間のうち午前9時00分から午後5時00分の間で実施し、診療所業務に影響を及ぼすことがないよう、本市の現場担当者と協議のうえ、安全かつ円滑に実施すること。
- (4) 設置作業完了後、本市の現場担当者立ち会いのもと、接続確認を実施し承認を得ること。なお、動作確認テストにおいて問題が発覚した場合は随時、対応内容・結果を含め、詳細に本市担当者に報告し、設置期間中に問題を解消すること。
- (5) その他、必要となる事項については、本市担当者と協議のうえ対応すること。

5. 保守・サポート

「電子カルテシステム運用サーバー等賃貸借契約書（案）」の「（別紙ウ）保守仕様書」に記載の内容とし、発注者の負担により発注者が別途契約を締結する事業者が行う。

6. 納品条件

- (1) 「2. 調達するハードウェアの構成」の通りに調達・設定を行い、令和8年3月1日からシステムが正常稼働できるようにすること。
- (2) 端末機器の入替作業、データ消去作業等を含めて令和8年2月19日までに作業を完了すること。なお、端末機器の設置から令和8年3月1日の契約開始までの間検証期間として契約期間と同等の保守を行うこと。
- (3) 納品時の荷造り、運送、据付及び現地調整に要する費用並びに賃貸借期間の終了に伴う機器引取り時の荷造り及び運送に要する費用は、受注者負担とする。また、空箱等の廃材の処理についても、受注者の責任において実施すること。

（4）本市と協議のうえ、動作確認を実施し、動作確認の完了をもって設置完了とする。

7. その他

- （1）本事業の実施に当たっては、「奈良市情報セキュリティポリシー」を遵守しなければならない。
- （2）作業場所の使用時間は、原則平日9時00分から午後5時00分までとし、その他の時間帯に使用する場合は事前に本市担当者の承諾を得ること。
- （3）端末機器等の搬入の際、診療所駐車場に駐停車する場合は本市担当者の指示に従うこと。
- （4）作業中に施設の備品等を破損した際は、受注者の責任において原状回復すること。
- （5）作業中に事故が発生した場合は、速やかに本市へ連絡し指示を受けること。
- （6）本書に記載がない事項、仕様等について疑義が生じた場合は、双方協議して解決するものとする。